

議案第13号

守谷市介護保険条例の一部を改正する条例

守谷市介護保険条例（平成12年守谷町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年3月3日提出

守谷市長 会田真一

平成 年 月 日 原案決

議案	頁数
13号	1

守谷市介護保険条例の一部を改正する条例

守谷市介護保険条例（平成12年守谷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「市が行う」を削る。

「第1章 市が行う介護保険」を「第1章 介護保険」に改める。

第1条の見出し中「市が行う」を削る。

第4条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「2万6,600円」を「2万7,000円」に改め、同条第2号中「2万6,600円」を「3万7,800円」に改め、同条第3号中「3万9,900円」を「4万500円」に改め、同条第4号中「5万3,200円」を「4万8,600円」に改め、同条第5号から第8号までを次のように改める。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 5万4,100円

(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 6万4,900円

(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 7万300円

(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 8万3,800円

第4条に次の2号を加える。

(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 8万6,500円

(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 10万円

第4条に次の5項を加える。

2 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は、120万円とする。

3 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第7号イの市町村が定める額は、190万円とする。

4 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第8号イの市町村が定める額は、290万円とする。

5 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第9号イの市町村が定める額は、500万円とする。

6 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,300円とする。

第6条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第6号ロ」を「第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「第6号まで」を「第9号まで」に改める。

附則に次の1条を加える。

（改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第8条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律

議案	頁数
13号	2

の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下この条において「改正法」という。）附則第14条第1項の規定に基づき、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

2 改正法附則第14条第3項の規定に基づき、法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

3 改正法附則第14条第4項の規定に基づき、法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

4 改正法附則第14条第5項の規定に基づき、法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条に5項を加える改正規定（同条第6項に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の守谷市介護保険条例第4条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案	頁数
13号	3

提案理由（議案第13号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、平成27年度から平成29年度までの介護保険料率の改定及び地域支援事業の実施猶予のため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
13号	4

守谷市介護保険条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 _____介護保険（第1条）</p> <p> 第1章 介護保険</p> <p> （_____介護保険）</p> <p>第1条 （略）</p> <p> （保険料率）</p> <p>第4条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度に</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万7,000円</u></p> <p>（2）令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>3万7,800円</u></p> <p>（3）令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万500円</u></p> <p>（4）令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>4万8,600円</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 <u>市が行う</u>介護保険（第1条）</p> <p> 第1章 <u>市が行う</u>介護保険</p> <p> （<u>市が行う</u>介護保険）</p> <p>第1条 （略）</p> <p> （保険料率）</p> <p>第4条 <u>平成24年度から平成26年度までの各年度に</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万6,600円</u></p> <p>（2）令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>2万6,600円</u></p> <p>（3）令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>3万9,900円</u></p> <p>（4）令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>5万3,200円</u></p>

13号	議案
5	頁数

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 5万4, 100円

(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 6万4, 900円

(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 7万300円

(5) 次のいずれかに該当する者 6万1, 100円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第29条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第7号イに該当する者を除く。）

(6) 次のいずれかに該当する者 6万6, 500円

ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 7万9, 800円

ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額

13号	議案
6	页数

- (8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 8万3, 800円
- (9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 8万6, 500円
- (10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 10万円
- 2 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は, 120万円とする。
- 3 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第7号イの市町村が定める額は, 190万円とする。
- 4 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第8号イの市町村が定める額は, 290万円とする。
- 5 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第9号イの市町村が定める額は, 500万円とする。
- 6 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率

についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

- (8) 前各号のいずれにも該当しない者 9万3, 100円
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

は、同号の規定にかかわらず、24,300円とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。), ロ若しくはニ, 第2号ロ, 第3号ロ, 第4号ロ, 第5号ロ, 第6号ロ, 第7号ロ, 第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

附 則

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第8条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下この条において「改正法」という。)附則第14条第1項の規定に基づき、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。), ロ及びハ, 第2号ロ, 第3号ロ, 第4号ロ, 第5号ロ又は第6号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

附 則

(新設)

13号	議案
8	頁数

総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

2 改正法附則第14条第3項の規定に基づき、法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

3 改正法附則第14条第4項の規定に基づき、法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

4 改正法附則第14条第5項の規定に基づき、法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

13号	議案
9	頁数